

## 「バングラデシュにおける司法制度」のご紹介

平成 27 年 4 月 20 日  
法務総合研究所国際協力部  
教官 川西 一

我が国は、バングラデシュ独立後の 1972 年、アメリカ、中国等に先駆けて国家承認を早期に行うと共に、独立後、一貫して経済協力を行い、最大の援助国の一つとして、バングラデシュと極めて良好な友好関係を構築・維持してきました。これまで、我が国のバングラデシュに対する支援のうち、ガバナンス分野における支援は、主に行政能力の強化に向けた支援でしたが、平成 25 年 5 月に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」では、新たにバングラデシュが重点支援対象国に加わり、今後は経済法等の分野における法制度整備支援について検討を行っていく方針が表明されています。

当部は、バングラデシュに対する今後の法制度整備支援の実施の可能性、実施の対象、手法等を検討するため、2013 年度には、バングラデシュの憲法を始めとする基本的な法体系、統治機構、司法制度等の基本事項等を中心に調査を行い、これまであまり知られていなかったバングラデシュの法的観点からの分析を行いました。そして、今後、我が国と経済面での連携が一層強まることが予想されるバングラデシュに対する支援の可能性を具体的に検討するためには、バングラデシュにおける法制度の詳細はもちろん、その法制度が実際にバングラデシュにおいてどのような役割を果たし、どのように機能しているのか、司法制度にはどのような課題があり、どう克服していくべきかなど、法社会学的な観点からの調査を併せて行うことも不可欠と考えております。

このたび、当部では、バングラデシュのみならず、インド、パキスタン等の南アジア地域の法制度の研究者である大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科（現在は、関西大学政策創造学部国際アジア法政策学科）の浅野宜之教授に、バングラデシュにおける司法制度について、法社会学的な視点を加味した調査を委託させていただきました。浅野教授は、NGO 活動を通じてインドとの関わりを持ち、その後、名古屋大学大学院において国際開発を専攻し、現在、アジア法学会、比較法学会、日本南アジア学会等の学会に所属する、日本では数少ないインド及び南アジアの法制度に関する研究者です。また、浅野教授は、日本法社会学会にも所属し、インドの法制度について法

社会学的な考察を行うなど、法社会学的な観点からの調査の経験も豊富な研究者でもあります。浅野教授におかれては、本調査の趣旨について大変よくご理解頂き、実際にバングラデシュに赴き、現地の法曹及び研究者等にインタビューを行い、文献収集を行うなど、できるだけ新しい生の情報を収集する、精力的な調査を実施していただきました。本調査研究にご協力頂いた皆様には、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

なお、本調査研究は、2015年3月時点での法制度を前提として行われており、その後の新規立法及び法改正等についてはフォローしておりませんので、読者の皆様におかれましては、その点にご留意の上、本調査研究をご活用頂ければ幸いです。